

## 動物用医薬品販売従事登録の申請について

(必要書類)

(1) 動物用医薬品販売従事登録申請書

(2) 申請者が動物用医薬品登録販売者試験等に合格したことを証する書類  
または医薬品販売従事登録証の写し

(3) 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（発行日から1年以内）

(4) 申請者が医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写し

(5) 販売従事登録申請手数料10,000円（県証紙）

※(2)～(4)の書類については、県知事にすでに提出されている場合（例えば医薬品販売従事登録申請の際に提出済み）、申請書（6参考事項）にその旨を記載頂ければ、提出は不要です。

ただし、(3)～(4)の書類については、発行日から概ね1年以内のものに限ります。

※(5)の県証紙は最寄の北國銀行や県庁2階北國銀行等で購入できます。